

豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議の傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第 1 条 この取扱いは、豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議設置要綱第 6 条に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名等を豊川市制施行 80 周年記念事業市民会議傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(入場制限)

第 3 条 会長は、会議を開催する会場の都合により当該会議を傍聴することができる者の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、会議場内にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 原則として、写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第 5 条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第 6 条 傍聴人が第 4 条各号に掲げる事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。